

はじめに

男女共同参画社会の形成の促進は、21世紀の我が国社会を構成する国民一人一人にかかる国政上の最重要課題として、位置付けられています。平成12年12月12日、政府が、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための中心的な仕組みとして「男女共同参画基本計画」を閣議決定してから、半年余りが経過しました。

男女共同参画社会基本法第14条では、都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して当該都道府県の区域における「都道府県男女共同参画計画」を定めることが、市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における「市町村男女共同参画計画」を定めるよう努めることが規定されています。

平成13年4月1日現在において、男女共同参画に関する計画を策定している市町村の割合は19.4%です。計画を策定する市町村は増えつつありますが、その地域差が顕著となっています。

男女共同参画社会基本法第9条にも規定されているとおり、男女共同参画社会の形成の促進のための取組を進めることは、地方公共団体の責務です。また、地方公共団体が活力ある地域の将来を模索するとき、地域社会や家庭生活といった国民生活に密着した市町村においてこそ、地域の実情を踏まえたこうした取組を進めていくことの必要性が認識されることでしょう。

内閣府としては、地域において男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進していく上で計画の策定が有効であることから、今般、市町村において男女共同参画計画の策定に資するよう、「市町村男女共同参画計画の策定の手引－女性も男性も 住民の力を 地域づくりに－」を作成しました。

この手引は、市町村において男女共同参画計画を策定することの意義、策定に当たって留意すべき事項等を示しています。また、市町村担当者の声を盛り込むことにより、計画の策定にかかる方々が、他の市町村の経験を共有し、考え、行動を起こしていくだけるよう努めました。これを参考としつつ、各市町村が、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画の策定について、主体的かつ積極的に取り組んでいかれることを期待します。